②個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者であるもの（令第11条第２号に該当する者）

掛金額区分（平均月額）／掛金額区分（平均月額）		加入者掛金				
		0円	1円～5,000円	5,001円～10,000円	10,001円～13,749円	13,750円
事業主掛金	0円					
	1円～ 5,000円					
	5,001円～10,000円					
	10,001円～13,749円					
	13,750円					
	13,751円～20,000円					
	20,001円～27,500円					

（備考）
１．企業型年金加入者掛金を導入している場合に限り記載すること。
２．直近の11月末の状況について記載すること。
３．「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金総額を当該期間内の在籍月数で除した数を記載すること。

17．個人別管理資産等の移受換状況

（１）個人別管理資産の移換先別移換件数

	企業型年金	個人型年金	確定給付企業年金	中小企業退職金共済
Ａ実施事業所				
Ｂ実施事業所				
Ｃ実施事業所				
・ ・ ・				